

令和5年10月31日

電子妨害機能を有するカウンタードローン装備品等に関する情報・提案要求書

1 要求の目的

(1) 官側のニーズ

先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する近年の戦闘様相の趨勢において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要になっている。民生分野においては安価なドローンの利用が拡大しており、海外では、これらを偵察や攻撃目的に転用して成果を上げている事例も確認されている。一般にドローンは、航空機用ミサイル等よりも単価が安いため費用対効果が高く、使用方法によっては、相手方に大きなコストを強要させ得る。ドローンのような小型目標を無力化させ得る電子戦装備品等（以下「カウンタードローン装備品等」という。）は、ドローンを活用した攻撃に対する有力な対抗手段となり得る。

このため、これらカウンタードローン装備品等を速やかに装備化し、ドローンの脅威に対処していく必要がある。

(2) 募集の目的

この情報・提案の募集は、ドローンに対して電子妨害を行い得る費用対効果に優れたカウンタードローン装備品等の早期装備化に向けて、情報収集の一環として、企業等から情報・提案について広く募集を行うものである。今後、企業等から提出された情報・提案の内容を踏まえ、事業の更なる具体化を行い、今年度から調達に向けた準備を進めていく。

(3) 情報・提案を求めるカウンタードローン装備品の概要

種別	概要
電子妨害器材	全方位から飛来するドローンに対して、妨害電波を照射し当該ドローンの機能を無力化又は局限できるもの。小型トラックに積載して輸送が可能なもの。また、陸上自衛隊の通信基盤を介して電波の照射を統制する等の通信制御が可能なものが望ましい。

(4) 装備化までの望ましいスケジュール等

種別	初期型装備品等（※1）の装備化の時期	備考（※2）
電子妨害器材	遅くとも令和9年度（2027年度）	遅くとも令和7年度（2025年度）までに試作機や実機を用いて国内で運用実証等を行うなどして、官側が装備品としての有用性や費用対効果を判断できるようにすること

※1) 「初期型装備品等」：運用上、必須の機能を満たす装備品等をいう。

※2) 事業着手にあたって、提案内容の実現性、有用性、費用対効果等を予め確認する必要があるとあって、要すれば、試作機や実機を用いて国内で運用実証等の事業（以下「概念実証事業」という。）を行う必要があるとあれば、今年度以降、それぞれ所要の契約を締結の上、備考に掲げる時期までに完了させる。

2 提出を求める事項

○：必須事項

△：提出を求めるが必須ではない事項、又は提案者が必要と判断すれば記載する事項（記述しない場合はその理由を付記）

項目	種別
	電子妨害器材

(1) 官側の要求目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構 想・手段など	○
(2) 当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果	○
(3) 当該提案等を初期型装備品等として装備化する場合に実現できる性能	○
(4) 初期型装備品等の装備化までのロードマップやスケジュール	○
(5) 初期型装備品等の装備化に要するコスト（概念実証事業を行う必要があると考えて いる場合は当該コストも含める）	○
(6) 初期型装備品等の装備化後、改良してバージョンアップする余地がある場合は、当 該装備品（以下、「能力向上型装備品等」という）の性能と装備化までのロードマ ップ	○
(7) 初期型装備品等の国内における量産品の製造・維持整備基盤の具体的な体制	○
(8) 装備化に際して官側の協力が必要な事項	△
(9) 事業を通じて想定される各種リスク（技術課題含む）とその解決策・低減策	○
(10) 今年度以降、概念実証事業を行う必要があれば、当該事業に要する厳密なコスト、 実施すべき内容、作業体制	△
(11) 概念実証事業や早期装備化事業の成果として想定される具体的な知的財産（設計図、 インターフェース、構成品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製 作し又は購入する器材等）。また、そのうち自社に権利を帰属すべきと考えているも の	○
(12) 運用に際しての国内法令との適合性や同法令に準じた安全性等の確保要領	△
(13) 情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、特殊 な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）	○
(14) 初期型装備品等／能力向上型装備品等の装備化に際して、オープンソース、COTS を 利用する場合は、その入手先、名称及び概要、ライセンスの種別	△
(15) 代替案分析（競合する客観的な複数選択肢を提示し、定量的なデータをもとに提案内 容が費用対効果に優れていることを分析（ライフ・サイクル・コスト含む））	△

※) 上記のいずれの項目の記載に際しては、早期装備化の視点に立脚すれば、留保をつけずに具体的かつ詳細な記述内容の方が望ましく、当該提案の速やかな事業成立の確度が高まることに留意。

3 提出方法等

(1) 意思表示

- ① 情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和5年11月10日（金）1700（必着）までに、必要事項（法人名、住所、担当者名、電話番号、メールアドレス、提出する情報・提案書の件名）を明記又はHP掲載の入力フォーム（Excel）に入力の上、メール又は郵送により、情報・提案書を提出する意思があることを防衛装備庁装備政策部装備政策課に提出すること。
- ② また、意思表示後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

メール：soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟10階

防衛装備庁装備政策部装備政策課（RFI担当）

(2) 情報・提案書の提出締め切り

令和5年11月24日（金）1700まで（必着）

（3）提出方法等

- ① 上記と同じ宛先にメール又は郵送により提出すること。
- ② 提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。
- ③ 提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。
- ④ 担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）を提供資料に記入すること。

4 官から提供する情報

情報・提案書を提出する意思を表明した企業等には、本要求書のほか、以下の資料を提供する。ただし、「情報・提供要求書に基づき官から提供する情報の保全に関する誓約書」（別添1）と、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」（別添2）第2条第3項又は第4項の規定に基づき、防衛省から確認を受けたことを示す直近の資料の写し又は以下の資料を取り扱う個人の氏名、生年月日、所属する部署、役職及び国籍等を記載したリストを提出し、官側の確認を受けることを条件とする。なお、当該資料を受領できない企業等であっても、情報・提案書の提出は可能とする。

「カウンタードローン装備品等運用ニーズ」

5 その他

- （1）予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第70条又は第71条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。
- （2）情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。
- （3）提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく下記問い合わせ先に連絡するものとする。
- （4）提出した情報・提案書は返却しない。
- （5）情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。
- （6）情報・提案書の内容を、予算要求や装備品等の取得などに関する審議、検討等のために活用されることがある。
- （7）参加意思の事実関係や受領した情報・提案書の内容は、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、作成者の合意を得られるよう適切に対応する。
- （8）個別の質問に官側が回答し、当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、他企業等に質問内容を開示する場合がある。
- （9）提出された情報・提案書に対する評価や省内の検討の進捗等に関する質問には回答しない。

6 問い合わせ先

- （1）早期装備化実証推進事業に関すること
防衛装備庁装備政策部装備政策課
メールアドレス soukisoubika-onestop@ext.mod.go.jp
電話番号 03-3268-3111(内線 36907, 36910)
- （2）情報・提案要求書の内容に関すること

- ① 東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟4階 防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課研究室
メールアドレス cpb_integ_office_i@ext.gso.mod.go.jp
電話番号 03-3268-3111 (内線 41246)
- ② 東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟2階 防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室
メールアドレス mat_r_d_eqpt_2gp_c@ext.gso.mod.go.jp
電話番号 03-3268-3111 (内線 41785)

情報・提案要求書に基づき官から提供する情報の保全に関する誓約書

当社は、情報・提案要求書（令和5年10月31日）に基づき官から提供する情報のうち、取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。以下「注意文書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、注意文書等の保全を確実にし、万が一、注意文書等の漏えいの事実があった場合には、注意文書等の取り扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により注意文書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、情報提供書の提出期限までに注意文書等の全てを防衛装備庁装備政策部装備政策課長（以下「担当官」という。）に返却します。
- 3 当社は、情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみ注意文書等を供覧します。
- 4 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に注意文書等を供覧します。その際、当該社が外国の企業の場合には、あらかじめ担当官の許可を得てから、当社は当該社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に注意文書等を供覧します。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により注意文書等が漏えいした場合であっても、当社は注意文書等の取り扱い上の責任を免れることはありません。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて注意文書等を供覧しません。
- 6 当社は、注意文書等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、注意文書等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に担当官に提出します。

- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は注意文書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせず、又は近づかせません。
- 8 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 9 当社は、本作業により注意文書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛省が必要と認めたとき、当社は注意文書等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は、注意文書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに担当官へ報告します。

令和 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備政策課長 殿

企 業 名
所 在 地
代表者氏名